

評価公表日：2024年3月22日

評価対象	評価符号
<b>丸三証券</b> <b>【会社概要】</b> 関東を中心に29店舗を構える独立系の中堅証券会社。投資信託によるグローバルな資産運用の提案に力を入れる。	

**【評価維持】**

経営トップをはじめとする役員がリーダーシップを発揮してFDを推進しており、FDを企業文化として定着させる各種施策を講じている。営業員向けの各種ツールや投信の選定・モニタリング態勢が充実していることなどを評価し、「S+」とした。

**評価のポイント**

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等  
経営トップが強いリーダーシップを発揮し、役職員が一丸となって顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）に関する各種施策を推進している。取組方針や取組状況の公表は分かりやすさに配慮するほか、厳選した自主KPIを継続的にフォローしている。また、仕組債は顧客の資産形成に適切な商品ではないとして一度も販売しなかったことは優れた経営判断と言える。
- 顧客の最善の利益の追求  
営業員の専門性向上のため資格保有者数を自主KPIの一つに設定し、専門資格取得支援を継続している。経営トップが部店長会議や研修で繰り返しメッセージを発信するほか、部店でFDについて考える機会を毎月設けて、FDの企業文化としての定着に努めている。
- 金融商品の販売方針策定及び販売、レビュー  
長期の資産形成を必要とする顧客には投資信託を中心に販売を推進している。バランスファンドを中核として厳選した少数のオススメファンドを顧客に提案している。また、顧客フォロー態勢強化に向けてシステム面も刷新している。
- 金融商品の選定・モニタリング  
新規の商品選定、モニタリングおよび販売停止のいずれも経営トップが積極的に関与し、そのプロセスも明確である。マニュアル・規程類などを継続的に更新しているほか、主要ファンドは定量評価に加え定性面の評価も含めたモニタリングを年数回実施するなど態勢は充実している。
- 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等  
業績評価では、営業店と営業員の評価項目を基本的に共通とし、手数料収入よりも新規資金導入のウェートを高くするなど、フローよりもストックを重視する評価体系としている。新規資金による投信の純増や紹介客の多い営業員を表彰するなど、FD方針に沿った適切な動機づけが行われている。

## 「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社など投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
<b>SSS</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
<b>SS</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
<b>S</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
<b>A</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
<b>B</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
<b>C</b>	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) 評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えるものではありません。R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。

